第５章　司法書士会のADR手続（Q&A）

第１　相談から申込みまで

１　司法書士会調停センターに向いている紛争

Q　司法書士にはいろいろな相談が持ち込まれるが、どのような紛争が司法書士会の調停センターに向いているのか。

A　司法書士会調停センターの特徴は、人間関係や感情のもつれが紛争の原因あるいは紛争解決の障害の大きな部分となっている紛争の解決に向いていることである。

なお、司法書士会調停センターによって、取り扱うことができる紛争の範囲が異なっていることに注意が必要となる。

解　説

１　司法書士への相談

「以前に家庭裁判所の調停を利用したが、不調に終わった。」

「一応、裁判で判決はもらったが、どうも納得できない。」

「どこに相談に行っても、相手にしてもらえなかった。」

司法書士の事務所や司法書士総合相談センターに、このような相談が持ち込まれることがある。紛争の解決方法としては、当事者同士での話合い、代理人を立てた話合い、裁判所の調停、裁判などがあるものの、これまでは必ずしも依頼者の納得のいく解決法を提示すること

ができなかった。このような紛争に適した紛争解決方法の選択肢がなかったからである。

2　司法書士ADRの特性をいかすことができる紛争

平成18年3月から東京司法書士会ではADR法の施行に先がけ、東京司法書士会調停センターを設置し、司法書士ADRを「試行」している。

試行段階であり、事案の内容や広報も限定される中ではあるが、前記のような相談から調停実施に至ったケースとして次のようなものがある。

① 親族間での感情的なトラブル
② 夫婦、親子などの親しい関係間のトラブル
③ 学校や職場などの人間関係に関するトラブル
④ マンション紛争や近隣紛争
⑤ その他紛争は解決しても人間関係は続く人間間での紛争
⑥ 事実関係に焦点をあて法律を当てはめても紛争の本当の意味での解決にはならないケース

どんなケースでも対話促進、自主交渉の援助で紛争が解決するわけではないことは言うまでもない。特に司法書士ADRの特性をいかせるものとそうでないものは、今後、調停を実施していくうちに見えてくるであろう。

3　司法書士会調停センターで取り扱う紛争の範囲

なお、全国の司法書士会が開設する司法書士会調停センターは、各センターで定めた取り扱う紛争の範囲や弁護士の助言制度のある・なしによって、取り扱える紛争の範囲が異なる。

取り扱う紛争の範囲内の事案であることは言うまでもないが、紛争の価額が140万円以下のものであれば、どのセンターでも取り扱える。

しかし、紛争の価額が140万円を超える事案に関しては、弁護士による助言制度をとっていないセンターでは取り扱えないので注意が必要である。

コラム　―司法書士は仲裁向き？―

司法書士が、簡裁代理権をいかすには、調停よりも仲裁をすべきではないか、という意見もある。

確かに司法書士には、140万円以下の仲裁事件の代理権があるし、法律知識という点からすれば、仲裁が向いているのかもしれない。しかし、代理人になるのと、仲裁人になるのとでは視点が違うことは、理解できるであろう。仲裁人となるためのトレーニングも必要となる。

調停と仲裁の違いは何であろうか？

端的に言えば、結論を出すのが、調停は当事者で、仲裁は仲裁人であるということである。仲裁人が仲裁判断をする前提には、正確な事実認定が必要となる。事実認定の研修も必要だ。

司法書士には、調停が向いているのか仲裁が向いているのか一概にいえないが、両方とも利用者に紛争解決の方法を提示することができる方が良いことは確かであろう。

司法書士には、調停の調停管理者に向いている人、手続実施者に向いている人、仲裁人に向いている人、代理人に向いている人がいるはずである。それぞれが、自分の適性をいかせる場を持つことが司法書士の将来、依頼者の満足のためには最も大切なことではないだろうか。

1　調停の開始（導入）

(1)　当事者の目標…安心と希望

この段階では、当事者が安心して話合いできるという確信と調停者の援助により、話合いがうまくいくかもしれないという可能性への確信を生み出すことを目標とする。

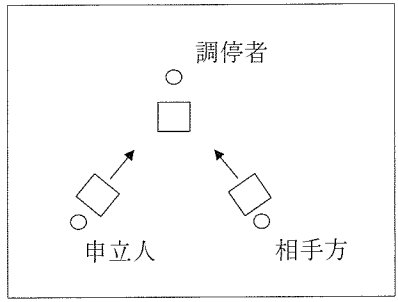
(2)　調停者の行動

ア　自己紹介、呼び名確認、着席位置確認

最初緊張している当事者をできるだけリラックスさせるよう、ゆっくりとした話し方で行う。当事者との対等な関係を維持するために、まず調停者が名乗る。

呼び名は、できるだけ「姓」を使用することが望ましいが、夫婦や家族間の争いごとであれば、「名」のほうが呼びやすい場合もある。ただ、「ご主人」「だんなさん」「奥さん」や「先生」という呼び方は避けたほうがよい。

着席位置は、人がコミュニケーションをする際に、相手との距離感や見える角度が重要となるので、当事者の希望を聞いて位置を設定する必要がある。当事者が正面から向き合う位置関係では、攻撃本能が出やすくなるので、三角形の頂点の位置で当事者は調停者を向くことになる座席配置（下図参照）が望ましい。



では、実際にどのように行うのかを、前述のシナリオで見てみよう。

《自己紹介と着席位置、呼び名の確認》
田口「はじめまして、私は調停センターの田口和といいます（それぞれを指して）甲野太郎さんと、乙川次男さんですね。」
（太郎、緊張してぎこちない挨拶）
（乙川、会釈程度。田口を見ている）
田口「それでは、（それぞれをみて）甲野さん・乙川さんとお呼びすればよいですか？」
太郎「はい。」
乙川「好きにしてくれよ。」
田口「では、甲野さんはこちら（田口の左手側）に、乙川さんはこちら（田口の右手側）にお座りください。お席の位置はそちらでよろしいですか？」
太郎「あっ、はい。」
田口「乙川さんは、いかがでしょうか？」
（乙川、うなずく）
田口「それではお座りください。」
（三人着席する）

イ　調停の進行のルールの確認、質問への対応

調停の進行について当事者に説明するルール（基本ルール）は、下記の3点であり、これ以外にも調停者が適宜付け加えて説明する。当事者からの質問を利用して、ルールの明確化を図る。

①　当事者の主体性

当事者が主体的に話し合うことにより進行する手続であること、調停者はその話合いの進行のお手伝いをする役割であること、調停者は事実について判断や評価を下したりすることはしないこと、双方が納得した場合にのみ合意が成立すること等を説明する。

② 相手の話を聴く

話合いをスムーズに進行させるために、相手が話しているときには、言いたいことがあってもできるだけ黙って聴いていること、主張ばかりではなく、本音を話すようにすること等を説明する。

③ 秘密の保持

多くの当事者は、争いごと（特に親族間の）を抱えていることに恥ずかしさを感じており、他人に知られたくないという気持ちが強い。そこで、この手続では、話合いが行われていること自体が秘密であること、話合いが成立した場合の（合意）文書も調停者と当事者以外の第三者に見せることはないこと等を説明する。

では、実際にどのように行うのかを、シナリオで見てみよう。

《調停センターにおける手続の確認「はじめの言葉」と質問への対応》

田口「（受付票をみながら）それでは、まずこの手続の説明からさせていただきます。」

「まず、当調停センターは、話合いで解決する場です。つまり、相手の話をよく聴いていただきたい、ということをまずお願いしておきます。両者の合意をするためにお互いにできることはご理解していただきたいと思います。」

「また、裁判所とは違って、話合いが成立しても執行力がありません。つまり、強制執行ができないということです。今日の話合いの内容は、当調停センターで行うことが適切であると判断をさせていただいております。」

「手続や費用などについては既に説明があったと思います。わからないことがあれば、いつでもご質問ください。」

「それではだいたい理解していただけましたでしょうか？」

乙川「ちょっといいかい？もう一度確認しておきたいんだけど。これは裁判じゃないんだよね？」

田口「はい、ちがいますよ。」

乙川「私は裁判というものが大嫌いなんですよ。昔、裁判で大変な目に会ったことがあるんでね。」

田口「ここは裁判とは違い、強制的なものではなく、私がお二人に強制的な判断を下すことはありません。ご安心ください。」

乙川「いや、急に調停センターなんていうものから電話が来てびっくりしたんですよ。聞きなれない言葉だったし、何回聞いてもよく分からなかったし。まあでも、とにかく話合いでやろうってんだから、今日は来ましたよ。そういうことでいいんですね？」

田口「はい、乙川さんは、話合いで解決を希望されているということなんですね？」

《言い換え》

＊ここで、調停者は、「言い換え」により、当事者のやる気を出させるような表現にしていることに注意

乙川「（うなずく）そういうことだ。」

田口「調停の趣旨をご理解していただいて、ありがとうございます。それでは、まず（乙川を見て）申立てをした甲野さんからお話を聞いてもいいでしょうか？」

事例8　知人との貸金をめぐる紛争

紛争の特徴

知人間での金銭消費貸借の場合には、人間的な信頼関係が前提としてあるために、契約書等証拠となる書面の作成がなされることは少ない。そのため、いったん信頼関係が崩れた後は、当事者間では返還の合意の有無や返還時期をめぐって言い分が食い違うことが多く、また客観的な事実認定が困難な場合には裁判による解決には適さないケースもある。

【本ケースでの法的な注意点】

☆貸金返還請求事件

訴 訟 物：金銭消費貸借契約に基づく貸金返還請求

要件事実：返還の合意、金銭の交付（要物性）、弁済期の合意、弁済期の到来

☆消滅時効

要件事実：権利行使可能な状態・一定期間の経過・援用の意思表示

事　例

AとBは高校時代からの友人であり、一緒にバンド活動を行っていたが、卒業後はすっかり疎遠になっている。最近になって高校の同窓会でミュージシャンとして成功しているBに再会したAは、Bに対して30万円を貸していたことを思い出し、お金を返してほしいとBに伝えたがBは全く取り合わない。話合いによる解決を期待してAは司法書士会調停センターに相談に訪れた。

＜Aの言い分＞

・Bとは高校時代からの親友であり、高校１年から大学卒業までの７年間、プロミュージシャンを目指して一緒にバンド活動をしていた。
・Aは大学卒業後地元に帰り、プロミュージシャンになる夢をあきらめ、実家の稼業である楽器屋経営の跡を継いだ。現在は33歳であり、妻と子どもが２人いる。
・22歳（大学４年）の時、Bから「お金を貸してほしい」と頼まれた。「何に使うのか？」と尋ねたがどうしても教えてくれない。当時はお互いに貧乏な学生生活を送っており、AもBに融通できるお金はなかったが、「どうしても必要だから貸してほしい。必ず返すから。」との言葉を信じ、Aは○○金融から30万円を借り入れ、Bに渡した。○○金融の貸出利息は年率29.2％であった。なお、Bには「親から借りた。」と伝えていた。
・なお、金銭の貸し借りについて書面は一切残していないが、Aが当時つけていた日記には、この経緯につき詳細に記載されている。
・その後、Aは５年をかけて○○金融に対して利息を含めて完済した。○○金融への総支払額は利息を含めると総額約44万円になる。
・大学卒業後はなぜかBはAを避けるようになり、疎遠になった。
・同級会で再会した際にBに対して44万円の返還を求めたところ、Bは突然感情的になり怒り出した。
・夢を叶えたBに対して、夢をあきらめた自分と比較した時に多少の嫉妬の感情もあるが、それよりも旧友の成功を誇らしいと感じている。
・なぜ疎遠になったか知りたいと思っている。
・子どもが大きくなり、お金がかかるようになってきた。楽器店の経営も必ずしも順調とはいえない。一括全額でなくとも、少しずつでもお金を返してもらえれば嬉しい。
・Bとはもう一度一緒にバンドをやってみたいと思っている。

＜Bの言い分＞

・学生時代にAから30万円を借りたことは事実である。
・その際にAは、「返すのはお前が出世してからでいいよ。利息はいいから。」と言ってくれた。契約書等はない。
・大学卒業後、Bはプロミュージシャンを目指して努力したが、なかなか芽が出ずに赤貧の「下積み時代」を長く過ごした。
・その間も、ずっとAから借りた30万円の事は頭から離れないでいたが、返済できる余裕はなかった。一方、Aは実家の楽器屋のオーナーとなり羽振りも良さそうで羨ましかった。
・お金を返済できない負い目と、なかなかプロになれない恥ずかしさから、Aと自然に疎遠となってしまった。
・3年前に運良くプロミュージシャンとしてデビューすることができ、現在では若者に人気のあるバンドのヴォーカルとして、たまにテレビにも出るようになった。収入も大幅に増えた。
・Aに30万円を返したく、30万円を持って、先月久しぶりに高校の同級会に出席した。
・その席で、久しぶりに再会したAに「昔、お前に貸した金、利息を含めて44万円を返してほしい。」と同級生の前で言われた。
・同級生の前で恥ずかしい思いをさせられたことと、利息まで含めて請求されたことに憤りを感じ、とっさに「お金は借りたんじゃなくてもらった。証拠なんてないだろ。」「もし借りたとしても、そんなのとっくに時効だろ。」と感情的になり口走ってしまった。
・多少後悔はしているが、久しぶりに再会した旧友に利息まで請求するAの行為は許せないとも思っている。

紛争の分析

	A	B
イシュー	・貸し金 ・金融業者への利息 ・多少の嫉妬 ・疎遠になった理由	・貸し金 ・負い目と羨望 ・恥をかかされた
ポジション	・貸し金を支払え ・金融業者への利息分も支払え	・元金は用意できている ・金融業者への利息は関係ない ・許せない
ニーズ	・生活への足し ・Bとの関係改善	・Aとの関係改善 ・借金の清算

紛争解決の手引

本紛争においては、消滅時効の問題は存在するが、元金の精算については、双方が本音の部分で一致している。貸し金の問題の前に、過去から現在に至るまでのお互いに対する正直な気持ちを吐露しあえる場面があれば、無理のない解決の道筋は自然に見出せるであろう。

貸し金の問題のみに焦点を当てたままでは、法的な解決に追いやることになり、将来的な人間関係は継続しない可能性がある。